

紹介状がない患者さんの 外来受診時定額負担について (選定療養費の金額変更等について)

当院を紹介状なしに受診する場合は、診療費とは別に選定療養費の支払いが必要です。令和4年度診療報酬改定により、2022年10月から金額及び対象範囲が変更されます。

種類	対象	金額	
		変更前	変更後
初診時 (選定療養費)	他の医療機関から診療情報提供書(紹介状)を持参せずに当院を初めて受診される方	5,500円 (税込)	7,700円 (税込)※
再診時 (選定療養費)	治療により病状が安定し、当院担当医が他の医療機関へ紹介した後も、患者さんが当院での診療を希望し、他の医療機関から診療情報提供書(紹介状)を持参せずに当院を受診される方	2,750円 (税込) 受診の都度	3,300円 (税込)※ 受診の都度

※保険給付範囲から控除あり(初診: 医科200点、歯科200点、再診: 医科50点、歯科40点)

選定療養費とは

厚生労働省の定めにより「病院と診療所の機能分担の推進を図る観点」から、他の保険医療機関から紹介状なしに当院を受診した患者について、初診料及び再診料とは別に上記金額をお支払いいただくものです。

※当院は、上記の対象になる地域医療支援病院(一般病床200床以上)です。

選定療養費の例外(抜粋)

※下線部変更箇所

- ①自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者
 - ②医科と歯科との間で院内紹介された患者
 - ③救急搬入などの救急患者、外来受診から継続して入院した患者
 - ④国の公費負担医療制度の受給対象者
 - ⑤特定の障害、特定の疾病などにより各種公費負担制度の受給対象の方
 - ⑥自費診療の方
 - ⑦治験、労働災害、公務災害、交通事故、予防接種の場合
 - ⑧特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けている場合
 - ⑨その他、当院が直接受診する必要性を特に認めた場合
- (急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合は認められない。)

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当該病院に直接来院した患者については初診に係る費用として7700円を徴収する。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関からの紹介によらず来院した場合にあっては、この限りでない。

